

R F Cに対する回答

※網掛け：ご提案を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの

※番号欄○印：資料6の中で取り上げたご提案

No.	対象	キーワード	ご提案	回答
○1	P 1 2	スケジュール	検討期間については、募集要綱が確定してから入札募集締切までの4ヶ月強では、短すぎると思われます。入札時点において、適切な条件・価格を検討して上で募集するためには、より検討期間が必要ですので、募集締切時期の延長をお願いします。	ガイドラインに記載のとおり、入札要綱案に対する提案募集の開始から入札募集締め切りまで6ヶ月を確保していること、また電事法施行規則第30条第1項第2号の規定のとおり、募集期間として3ヶ月を確保していることから、入札要綱案に記載のスケジュールで進めさせていただきます。
2	P 4 6	電源の運用	ガスタービンは外気温の影響により出力変動します。したがって、想定した条件（平均気温等）の補正がなされるようお願いします。	ガスタービンの外気温の想定は、応札者が任意に設定する値であり、他の事業者との公平性の観点から、外気温の影響等による発電電力の変動も考慮し、年間契約基準利用率を設定していただくようお願いします。
○3	P 5 8 (1) 契約書A：20条 契約書B：23条	電源の運用	ボイラ設備の定期点検は、2年毎に行うことが標準的になってきており、発電設備の規模によっては標準的な工期でも60日を超えることがあるため、「発電設備の点検・補修による電力需給の停止期間は各年度60日以内」の条件を緩和して頂きたいと考えます。	ご提案を踏まえ、ボイラ、タービンの定期点検周期や、各年度における点検の実態に合わせた柔軟な対応が可能となることを考慮し、合理的な根拠にもとづく大規模な設備改良または補修のため、60日以内に改良・補修を完了することが不可能な場合は、当該年度以降の4年間の点検・補修期間を年平均60日以内とすることを条件に、協議のうえ、当該年度において60日を超える点検・補修期間を定めることができるものといたします。なお、細目事項については、運転協定に定めるものといたします。 また、次年度以降3年間の点検・補修計画については、現状の参考という取扱いから、正式なものとして提出いただくよう変更させていただきます。 本回答内容は、標準契約書案に反映いたします。
○4	P 5 8 (1) 契約書A：20条 契約書B：23条	電源の運用	「発電設備の点検・補修期間に係る上限について」 「発電設備の点検・補修による電力受給の停止期間（電力受給を制限するのみの日は含まない。以下「点検・補修期間」という。）は、各年度60日以内とする。」との記載がございますが、法令により求められる点検の場合は60日の制限の対象外として頂くよう、お願い致します。	
○5	P 5 8 (2) 別紙3 契約書A：15条 契約書B：19条	電源の運用	「標準的な運転パターンについて」 パターンE「出力制限」の通告が適用される場合は、どのようなケースか例示頂けますでしょうか。	パターンE「出力制限」については、将来太陽光が大量に導入された場合に、昼間帯に出力抑制が生じる可能性も想定されることから例示したものです。 ただし、運転パターンは、当社の電源運用の経済合理性、需給状況等を踏まえて、入札要綱案P5「8 電源の運用」に記載した条件の中で通告いたしますので、あらかじめ適用する条件を特定しておくことはできません。 なお、ガイドラインにも、「実運転時の運転パターンについては、入札後の協議により決定する」旨の記載があるとおり、入札要綱案「別紙3 標準的な運転パターン」に記載している運転パターンは例示であり、落札後に運転協定の締結に向けた協議の中で決定いたしますが、出力制限のパターンについては、他の時間帯を抑制するパターンも設定させて頂く可能性がございます。
○6	P 5 8 (2) 別紙3 契約書A：15条 契約書B：19条	電源の運用	「運転パターンについて」 運転協定にて運転パターンが定められるものとされておりますが、募集要綱別紙3に示される標準的な運転パターンとの関係をご説明下さい。（運転協定にて運転パターンが別紙3に示される通りであることを改めて確認するというのでしょうか。	入札要綱案の別紙3における、A、Bについては、記載の内容が運転協定で定められますが、C、D、Eについては、運転パターンの一例をお示しさせていただいたとの位置づけです。別紙3の図の下にある4つ目の「・」にありますとおり、起動・停止や点検・補修等による出力制限の運転パターン（時間帯を含む）は、落札後に運転協定の締結に向けた協議の中で決定いたします。
7	P 5 8 (2) 契約書A：15, 22, 23条 契約書B：19, 26, 27条	電源の運用	「運転パターンについて」 15条2項に定められる運転協定内にて規定された運転パターンに基づき、22条・23条の運用がなされるとの理解で宜しいでしょうか。	記載いただいた内容でのご理解で間違いございません。

※網掛け：ご提案を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの

※番号欄○印：資料６の中で取り上げたご提案

No.	対象	キーワード	ご提案	回答
○8	P 5 8 (2), P 2 4 1 6 契約書 A : 22条 契約書 B : 26条	電源の運用	「利用率低下補正の運用について」 貴社は、年間最低電力量から最大受給電力[キロワット]×8,760[時間]×10[%]を下回る範囲内で、年間予告電力量を通告できるとされています。前述の場合、落札者に対して「年間最低電力量を下回る電力量に相当する落札者の発電設備の発電効率低下に対する補正（利用率低下補正）を行うものとし」、その詳細については貴社・落札者間で協議の上「別途協定に定めるものとする」との記載がございます。 ここで定める「別途協定」とは募集要綱p.24(16)契約締結に定められる契約に付帯する協定等（その他必要な申し合わせ等）のことを指すのでしょうか。また、「別途協定」を締結するタイミング及び「別途協定」と第15条2項に定められる「運転協定」との関係についてご教示下さい。 利用率低下補正の運用方法について、当該「別途協定」にて貴社・落札者があらかじめ合意を行うプロセスが設けられているとの認識で宜しいでしょうか。当該協定においては、貴社・落札者間で協議の上、プラントの種類に応じた最低負荷率の保証、部分負荷毎の熱効率の設定、負荷変動・起動・停止等に伴う補助燃料等の実際の燃料使用量に応じた燃料関係諸経費の調整及び負荷変動による熱効率の変動に応じた燃料本体費の調整等を可能にすべきと考えます。例えば、発電設備における負荷水準毎（部分負荷運転毎）に熱効率の変化を整理した表に貴社及び落札者があらかじめ合意し、売電契約の一部として規定することによって、価格調整が行われるような建て付けを導入する等の措置が取られるべきと考えます。 また、補正に係る精算の頻度についても上記「別途協定」にて定めるべきと考えます。落札者の資金繰りの観点から、精算の頻度を月次とすることが望ましいと考えます。	利用率低下補正に関する「別途協定」については、入札要綱案 p 2 4 「1 6 契約等の締結」に記載のある「その他必要な申し合わせ等」に含まれます。なお、「別途協定」は、「運転協定」とは別に、落札後、営業運転開始日までに締結し、当社と落札者との利用率低下補正に関わる合意事項を記載いたします。 また、No. 9 ～ 1 2 のご提案への当社回答のとおり、変更通告後の年間通告電力量で補正額を決定する取扱いへ変更することから、年度末の料金で補正を実施することを「別途協定」に定めることといたします。
○9	P 5 8 (2) 契約書 A : 22条 契約書 B : 26条	電源の運用	「利用率低下補正の対象について」 当該条項では、年間最低電力量を下回る電力量に相当する発電設備の発電効率低下に対する補正が行うものとされていますが、年間契約基準電力量からの乖離について補正の対象となるようにして頂きたいと考えます。（年間契約基準電力量から下回る電力量に係る利用率低下に加え、年間契約基準電力量を上回る利用率上昇も補正の対象とすることを意味しています。）	ご提案を踏まえ、受給両者の運用面を考慮して以下のとおりの取扱いとし、入札要綱案・標準契約書案に反映いたします。 年間通告の範囲は年間契約基準利用率-20%以上～+10%以下、月間・週間通告の範囲は年間通告±10%としていますが、落札者の運用面を考慮し、変更通告後の最終的な利用率が年間契約基準利用率-20%以上～+10%以下（年間供給可能電力量が年間契約基準利用率+10%より小さい場合は、年間供給可能電力量を上限といたします。）に収まるよう、年間通告電力量に対して上限値と下限値を設定することといたします。（年間予告電力量が年間契約基準利用率-10%を下回る場合は、当社は落札者に対して抑制理由等についての合理的な説明を行うものいたします。） ただし、落札者との協議により年間供給可能電力量の範囲内で上限値を上回る通告を行うことがございます。また、発電設備の点検・補修または電力系統の点検、修繕もしくは変更工事により、年間最低電力量以上の電力の受給を行うことができないと判断した場合において、落札者と協議のうえ、下限値を下回る通告を行うことがございます。 利用率低下補正の対象範囲は、「変更通告に基づく利用率の変動に対しても適用して頂きたい」とのご提案を踏まえ、現行案の「年間予告電力量が年間最低電力量を下回る範囲」から、変更通告後の「年間通告電力量が年間最低電力量を下回る範囲」に変更いたします。（利用率が年間契約基準利用率-10%を上回る場合および当社の責めに帰さない事由により利用率が年間契約基準利用率-10%を下回る場合等は、利用率低下補正を行いません。） 一方、年間契約基準利用率を上回る範囲は発電設備の効率低下はないものと考えておりますので、利用率低下補正の対象外とさせていただきます。
○10	P 5 8 (2), (3) 契約書 A : 22, 23条 契約書 B : 26, 27条	電源の運用	利用率低下補正対象を年間最低電力量を下回る範囲ではなく、年間供給可能電力量を下回る範囲としていただきたい。 年間受給電力量設定範囲及び年間通告電力量調整範囲は、基準利用率75%に対して55%～85%の範囲で協議無く変更され得ることになり、入札価格の算定条件と著しく異なる可能性があります。これについて、燃料調達や発電効率の面で影響が大きいため、利用率低下補正対象を年間最低電力量を下回る範囲に限定するのではなく、貴社通告に基づく利用率に応じた条件補正を可能にする記載を要綱に加えるべきと考えます。 なお、本要望については、昨年実施された東京電力による火力電源入札募集においても、中立的機関での審議を経て同要綱（9章P58, 59, 64）に反映されております。	
○11	P 5 8 (2), (3) 契約書 A : 22, 23条 契約書 B : 26, 27条	電源の運用	「通告変更の運用について」 第22条2項(1)の定め（「年間最低電力量から〇〇〇キロワット時（最大受給電力[キロワット]×8,760[時間]×10[%]）を下回る範囲内で、年間予告電力量を通告することができるものとする」）及び第23条3項の定め（貴社は「「変更通告」にあたり、各年度の最終的な通告電力量の合計値（以下「年間通告電力量」という）が当該年度の年間予告電力量±〇〇〇キロワット時（最大受給電力[キロワット]×8,760[時間]×10[%]）の範囲内となるようにするものとする」との記載を鑑みると、落札者の承諾なくして貴社による判断のみで、年間通告電力量を年間最低電力量から最大受給電力の20%相当下回る水準まで減少させることが可能な建付けとなっております。例えば、契約基準電力量が75%の場合、第22条により許容される最小の年間予告電力量が55%となり、また、第23条3項にて許容される最小の「最終的な通告電力量の合計値」は45%となるものと考えられます。22条で定められる年間予告電力量に関する利用率補正と同様の利用率補正を変更通告に基づく利用率の変動に対しても適用して頂きたいと考えます。	
○12	P 5 8 (2), (3) 契約書 A : 22, 23条 契約書 B : 26, 27条	電源の運用	通告電力量を年間契約基準電力量から10%減少となり、さらに変更通告として10%を併せて減少させられた場合、燃料使用量が大幅に変動することになり、燃料調達契約に大きな支障をきたします。また、ガスタービン設備については、起動停止回数の増加により高温部品の寿命を消費してしまいます。よって、燃料調達や追加コストなどの点で、支障のない範囲での応札者による努力義務としていただきたい。	

※網掛け：ご提案を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの

※番号欄○印：資料 6 の中で取り上げたご提案

No.	対象	キーワード	ご提案	回答
○13	P 6 8 (4) 契約書 A : 23条	電源の運用	「第23条5項に定められる供給停止事由について」 天変地異等やむを得ない事由による場合、保安上の危険がある場合または系統運用上やむを得ない場合は、貴社は、第23条1～4項の定めに拘わらず、供給の全部または一部の停止を落札者に通告できるものとし、落札者はこれに応じるものとの定めがございます。 当該供給停止を通告した電力量については未通告電力量の対象とならないこと、また、利用率低下補正の対象ともされていないことに鑑み、当該供給停止に該当する場合を限定すべきと考えます。 例えば、「天変地異等やむを得ない事由」に限定するか、または、「保安上の危険がある場合」「系統運用上やむを得ない場合」をより限定的且つ客観的な記載として頂きますようお願い致します。	「保安上の危険がある場合」、「系統運用上やむを得ない場合」については、安全で安定的な電力供給に支障が生じるおそれがあるため、変更通告が必要となりますが、多種多様なケースが想定されるため、該当する場合を限定することは難しいと考えております。 なお、そのような事象が発生した際には、変更通告を実施する理由を落札者へご説明させていただく旨を入札要綱案・標準契約書案に明記いたします。
○14	P 6 8 (5) 契約書 A : 29条 契約書 B : 33条	電源の運用	「受給電力の停止に係る取扱いについて」 「受給電力の全部または一部の供給を停止」した場合の記載がございますが、ここに定められる送電の「全部の停止」及び送電の「一部の停止」の意味を明確化頂きますようお願い致します。「停止」とは出力がゼロになることを指すのでしょうか。その場合、「一部の停止」を行う場合とは、例えば発電設備が2系列ある場合において1系列の出力がゼロとなるようなケースが想定されているのでしょうか。また、「停止」が出力がゼロになる状態を指すのではない場合、どのような基準（時間・負荷率等）で「一部の停止」状態であるとみなされるのでしょうか。 2系列の内の1系列が停止した場合、バンド幅に係る規定はどのように運用されるのでしょうか。 □ (2) イに定める停止電力量の年度合計値が年間契約基準電力量の3%を超えた場合は、当該年度合計値から年間契約基準電力量の3%を差引いた電力量を超過停止電力量とする旨記載されておりますが、ここで定められる数値「3%」の根拠につきご教示下さい。 「ロに定める超過停止電力量に別表4に定める方法により算定された超過停止割戻単価を乗じて得た金額を超過停止割戻料金とし、前条に定める当該年度の最終月の電力受給料金から超過停止割戻料金を減額」する旨定められております。年度末月の電力受給料金で超過停止割戻料金をカバーできない場合、どのような措置（例：次月に未払分の精算金支払等）がなされるのでしょうか。例えば、第33条3項（1）と平仄を合わせ、当該超過停止割戻料金の金額が当該年度の最終月の電力受給料金を上回る場合は、当該上回る額を次月以内に落札者から貴社に支払うものとの規定することが考えられます。を記載して頂きたいと考えます。	「受給電力の全部または一部の供給を停止」とは落札者から当社に供給する電力がゼロまたは少なくなる状態を指します。また、2系列の内の1系列が停止した場合においても許容幅（通告値からの未達・超過の基準）は変更ありません。 「年度合計値が年間契約基準電力量の3%を超えた場合は、当該年度合計値から年間契約基準電力量の3%を差引いた電力量を超過停止電力量とする」に記載される「3%」については、発電設備の事故率を想定した数値であり、日本電力調査委員会の計画外停止率の全国平均値を採用しております。 年度末月の電力受給料金で超過停止割戻料金をカバーできない場合の措置については、カバーできない分の料金を落札者から当社に別途支払っていただく旨を、標準契約書案に反映いたします。

※網掛け：ご提案を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの

※番号欄○印：資料６の中で取り上げたご提案

No.	対象	キーワード	ご提案	回答
○15	P 6 8 (5) 別紙４－１ 契約書Ａ：29条 契約書Ｂ：33条	電源の運用	「（５）停止に関する扱い」において、30分ごとの受給電力量が、通告電力量に対し、最大受給電力の１％を30分の電力量に換算した値を超えて下回った場合から、減額のペナルティが発生するのは厳しいと考えます。割合（％）の緩和をお願いします。	当初案のバンド幅（通告値からの未達・超過の基準）「最大受給電力の１％を３０分の電力量に換算した値」、第二種電力量料金単価「第一種電力量料金単価の３分の１」は、過去の火力電源入札の契約内容を踏まえて設定いたしました。しかし、ご提案を考慮し、あらためて検討した結果、より柔軟な扱いを行うべく条件を緩和し、バンド幅を「最大受給電力の３％を３０分の電力量に換算した値」、第二種電力量料金単価を「第一種電力量料金単価の２分の１」に変更し、入札要綱案・標準契約書案に反映いたします。 なお、変更後の条件（通告値からの未達・超過の基準（３％を３０分の電力量に換算した値））であれば、周波数調整機能を具備する場合においても、通告値を逸脱することなく運転できると考えております。
○16	P 6 8 (5) 別紙４－１ 契約書Ａ：29条 契約書Ｂ：33条	電源の運用	停電電力量の算定については、３０分ごとの受給電力量が通告電力量から最大受給電力の１％を３０分の電力量に換算した値を下回った場合とされておりますが、他社電源募集要項案においては最大受給電力の３％とされていることを踏まえれば、通告電力量に対する裕度を１％とすることは落札者による運転制約が過大になると考えられます。従い、停電電力量の算定条件においては、最大受給電力の３％を用いることとしていただきたい。	
○17	別紙８－２ 契約書Ａ：28条 契約書Ｂ：32条	電源の運用	「２．電力量料金」において、通行超過分の基準が、最大受給電力の１％を３０分の電力量に換算した値を超えた分に適用されるのは厳しいと考えます。また、適用される電力料金単価も第一種電力量料金単価の３分の１の単価となることも厳しいと考えます。割合（％）、電力量料金の減額幅の緩和をお願いします。	
○18	別紙８－２ 契約書Ａ：26条	電源の運用	「バンド幅の考え方について」 バンド幅が「最大受給電力[キロワット]×１[%]÷２」と定められている背景をご説明下さい。 インバランスの原則に基づき、バンド幅は3%が妥当であると考えます。	
○19	別紙８－２ 契約書Ａ：26条	電源の運用	第一種電力量のバンド幅は、周波数調整機能を具備する場合と、具備しない場合に別けて設定すべきと考えます。	
○20	P 25 17 (3) 契約書Ａ：37条 契約書Ｂ：42条	電源の運用	「バンド幅の考え方について」 バンド幅が「最大受給電力[キロワット]×１[%]÷２」と定められている背景をご説明下さい。 インバランスの原則に基づき、バンド幅は3%が妥当であると考えます。	
○21	P 7 9 (1)	入札条件	上限価格は公表されないとのことですが、公平性の観点から事後的に落札結果について検証を行うことが可能となるよう、また、今後の電源投資への参考といたく、手続き上問題の無い時点において上限価格の算定根拠と価格を公表していただきたいと考えます。	自社応札する場合は、当社の応札価格が上限価格となります。特定の事業者の応札価格を公表することは、競争上の不利益が生じるおそれがありますので、上限価格の算定根拠と価格は公表いたしません。 なお、落札結果は、中立的機関が評価報告書を確認することとなっており、公平性が担保されるものと考えております。
○22	P 1 2 1 0	入札条件	応札を検討するにあたり、どのような想定で上限価格を算定しているか考え方の提示をお願いしたい（利用率、耐用年数、建設単価、燃料の種類、燃料価格および発熱量などの諸要件）。	

※網掛け：ご提案を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの

※番号欄○印：資料６の中で取り上げたご提案

No.	対象	キーワード	ご提案	回答
○23	P 8 9 (3)	入札条件	既に設置済みの発電設備において、『別紙６ 耐震設計・津波対策の考え方』を満足していない場合、本基準を満足するための対策工事等は供給開始時期までに行うことが必須であると解釈して良いかご教示頂きたいと考えます。 また、追加で行う対策の妥当性について、どのように確認するのか（様式８に加え、別途技術的説明が必要になるのか）ご教示頂きたいと考えます。	火力発電所の耐震設計規程（平成２２年３月）等の基準を満足する設備であることは、応札の前提条件であるとともに、受給契約に基づき当社に供給するため必要な条件となります。したがって、設置済の発電設備が本基準を満足していない場合は、供給開始までに本基準を満たす工事を実施いただく必要があるため、入札要綱案に追記をいたします。 また、追加対策の妥当性は、応札を検討する事業者が提出様式案「様式８ 耐震設計・津波対策の考え方について」にて追加対策の実施について提示いただくことをもって確認することといたします。
○24	P 8 9 (3) 別紙６－１	入札条件	入札後に公的な基準が見直されたことにより設備対応が必要となる場合の扱いについて明示頂きたい。 例えば、公的な耐震設計や津波対策においては、最も影響が大きいレベル２地震動、あるいは頻度の高い津波および最大クラスの津波を設定することが示されていますが、落札者決定後に公的機関で基準とする地震や津波のレベルが見直された場合の扱いについても明示していただきたい。	応札にあたっては、募集期間に入手し得る最新の基準を織り込んでいただきます。 また、受給契約締結後に公的な基準が見直された場合、設備変更の可否は、設備設置者（落札者）にてご判断いただきます。
○25	P 8 9 (3) 別紙６－１	入札条件	耐震設計については、「電気設備防災対策検討会報告（耐震性関係）」で示された耐震性確保の考え方が示されております。 このうち区分２に対する耐震性確保の考え方については、H26.1.22開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会第１回電気設備自然災害等対策WGの議事録p9に経済産業省の渡邊電力安全課長が「その他の電気設備につきましては、耐震性区分２でございまして、１以外の電気設備、もろもろここに書かれたようなものが入ってきておりまして、その耐震性でございすけれども、一般的な地震動につきましては区分１のものと同様でございしますが、高レベルの地震動に際しては、著しい供給支障が生じないように代替性の確保、あるいは多重化ということで、総合的にシステムの機能が確保されることということでございますので、個別にみた場合、それ自体が人命なりに重大な影響ということでもないだろうと。したがって、そこが、言葉はちょっとあれでございしますが、使えなくなったということであったとしても、ほかのラインであったり、ほかの発電といったもので電力の供給ができれば、それでいいだろうと。」と解説しております。 この考えに従えば、応札者の設備としては、「イ）発電設備・受電設備の技術要件」および「ハ）耐震設計」に示された法令等に準拠することにより、上記区分２に示されている「著しい（長期的かつ広範囲）供給支障（略）総合的にシステムの機能が確保されること」が担保されているものと考えますが、この点（応札者が応札を検討するにあたっての耐震性確保の考え方）について要綱において明確に示されている必要があると考えます。	当社の入札要綱案には、「イ） 発電設備・受電設備の技術要件」および「ハ）耐震設計」という項目はございません。「電気設備防災対策検討会報告（耐震性関係）」で示された区分Ⅱの電気設備の耐震設計の考え方に関するご意見と解釈し、以下のとおり回答させていただきます。 応札者が応札を検討するにあたっての耐震性確保の考え方は、入札要綱案P７「９ 入札する案件が満たすべき条件」および入札要綱案「別紙６ 耐震設計・津波対策の考え方」において満足すべき基準等の条件を参照することで、明確に示しております。 特に、南海トラフ地震による影響が想定される地域に発電所が立地する場合、レベル２地震動の１つとなる「南海トラフ地震のうち、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波」に対して、当該発電所に著しい供給支障が生じないよう、電力供給上重要な役割を担う地中構造物の機能に支障をきたす、重大な損傷が生じない耐震性を確保していただくことを求めています。 この入札要綱案に提示した条件を満たす設備を応札者に設置いただくことで、当社として「著しい（長期的かつ広範囲）供給支障（略）総合的にシステムの機能が確保されること」が担保されるものと考えております。
○26	P 8 9 (4) 別紙７	入札条件	「接続検討期間について」 「当社NSCは、原則として接続検討の申込みから３ヶ月以内に検討結果を回答いたします。」との記載がございしますが、原則が適用されず３ヶ月以内の期限を越える場合としては、どのような事態を想定されているのでしょうか。 入札の公平性を担保すべく、仮に３ヶ月を超える場合は、かかる遅延の対象となった応札検討者が応募期限に間に合わないといった事態を避けるために、当該超過期間の範囲で応募期限を延長する等の措置により、応札検討者が影響を受けないような建付けとして頂けますよう、お願い致します。	接続検討の申し込みの集中により検討が輻輳したり、系統に与える影響が大きい大容量電源の検討にあたっては、３ヶ月を超過する可能性があります。 入札要綱案の公表から入札募集締め切りまで６ヶ月を確保しておりますので、事前相談を活用して確認いただくなど、可能な限り早期に接続検討のお手続きをお願いします。

※網掛け：ご提案を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの

※番号欄○印：資料６の中で取り上げたご提案

No.	対象	キーワード	ご提案	回答
○27	P 1 0 1 0 別紙 8－1	入札価格	火力電源入札を行う目的が適正な電気の調達であることに鑑み、応札者による価格への過度なリスク対策費用の織り込みを回避することが望ましく、発電所建設工事費の将来の変動に対する、需給契約上の補正（エスカレーション）を考慮して頂きたいと考えます。	土木建築工事費については、今後、オリンピックや中央リニア新幹線工事等の大規模なプロジェクトが開始し、工事費用が想定以上に変動する可能性があるため、応札時点の応札者の選択により、一定の変動範囲を超過した場合に変動補正を行うことといたします。 具体的には、工事契約が締結されると見込まれる環境影響評価書の確定月における、建設工事費の水準を示す公的な指数（国土交通省「建設工事費デフレーター」の「建設総合」－「土木総合」－「その他土木」）」が入札募集開始時点の値に対し、一定の変動幅（±５％）を超えた場合は、全資本費の２５％を上限として、土木建築工事費を補正をすることといたします。 金利については、応札者によって資金調達環境が異なることから、将来のリスクを踏まえ応札者が独自に設定いただくこととし、変動補正を行わないものといたします。 灰処理費用等の指標を一般化することは困難であるため、灰処理費用等の一部の費用を個別に補正するのではなく、灰処理費用等を含めた運転維持費全体について補正を行うこととしております。 応札にあたっては、灰処理費用等の見通しやリスクを考慮し、入札要綱案の指標をもとに運転維持費の補正基準となる合成比率を設定いただきますようお願いいたします。
○28	P 1 0 1 0 別紙 8－1	入札価格	落札した発電設備が新設またはリプレースの場合、発電所建設工事のうち土木・建築工事については、火力電源入札から数年後の工事着工までの期間において、東北震災復興、東京オリンピック、リニア新幹線等の大型プロジェクト工事の実施が見込まれることから、国内土木・建築工事関連物価が著しく変動することが考えられます。 そこで、東京電力が今年度の火力電源入札にて導入した「建設費の補正」を当該入札に採用されることを提案します。東京電力の「建設費の補正」については、「平成26年度電力卸供給入札募集要綱案 平成26年4月21日 東京電力株式会社」のP68～69をご参照ください。なお、東京電力の「建設費の補正」は、変動幅10％以上を補正対象としていますが、この10％の引き下げについても検討が必要と考えます（参考：公共工事標準請負契約約款における全体スライド対象は1.5％）。また、工事着工後も国内土木・建築工事関連物価の変動懸念があることから、着工以降の建設費の補正（物価スライド）についても考慮いただければ幸いです。	
○29	P 1 0 1 0 別紙 8－1	入札価格	落札した発電設備に係る資金の調達金利及び建設工事費について、落札後に著しく変動する可能性が考えられることから、落札者の希望により、基準金利変動補正および土木建築工事費物価補正の選択を可能としていただきたい。	
○30	P 1 0 1 0 別紙 8－1	入札価格	今回の電源入札において、最長で平成３５年３月運開となり、受給契約締結から建設着工まで相当の期間が開いてしまいます。したがって、建設費（人件費・材料費）及び金利についても適切なエスカレーションの設定をお願いします。	
○31	P 1 0 1 0 別紙 8－1、3	入札価格	「受給料金におけるエスカレーション補正について」 p.11において「受給料金は、燃料費のエスカレーションを考慮しない入札価格を基に、運転維持費、燃料費、燃料関係諸経費の変動補正を行う」旨、別紙8-3において燃料費につき「応札時において燃料費（CIF価格連動分）の算定の前提とした合成比率と貿易統計CIF価格をもとに、当該月に適用する貿易統計CIF価格との変動率を算定し変動補正をいたします。」との旨が定められており、燃料費に係るエスカレーションを考慮頂いております。 前述の燃料費に係るエスカレーションに加え、受給開始後の受給料金算出方法につき、下記事項を勘案すべきと考えます。 １ 入札時点とファイナンス（融資契約）時点までの金融市場変動リスク軽減のため、入札時点と融資契約時点の基準金利（ベースレート）の比で基本料金（資本費）中の基準金利相当額を補正出来るオプションを落札者に付与すべきと考えます。 ２ 国内土木工事関連・鋼材関連物価変動リスク軽減のため、入札時点と工事契約締結時点の建設工事物価・鋼材物価指数の比で、基本料金（資本費）中の土木工事・設備費用相当を補正できるオプションを落札者に付与すべきと考えます。 ３ 火力電源入札募集要綱案に定められる運転維持費については、実際の支払段階において、指標に反映されにくい項目（灰処理費用等）が大きく変動した場合、受給料金に反映されるべきであると考えます。 標準契約書案への上記コメントの反映をお願い致します。	

※網掛け：ご提案を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの

※番号欄○印：資料６の中で取り上げたご提案

No.	対象	キーワード	ご提案	回答
○32	P 1 2 1 0 (2)	入札価格	「入札価格算出における燃料費の扱いについて」 落札候補者決定に用いる入札価格の燃料費にはWorld Energy Outlookに基づくエスカレーションを見込むこととされておりますが、その理由・考え方をご説明下さい。	長期的な燃料価格の想定は難しいものの、アジアを中心とした世界的なエネルギー消費が拡大していくことは確実であり、長期的に燃料価格が上昇傾向で推移するリスクが高いと考えております。また、燃料価格は燃種毎に異なった上昇傾向を示す可能性があると考えております。これらの燃料価格上昇リスクを、入札評価に適切に反映するため、エスカレーションを考慮することといたしました。
○33	P 1 2 1 0 (2)	入札価格	燃料費については、様式１０にて燃料種ごとにエスカレーションを設定し、入札価格を算定するようになっておりますが、応札から供給開始までのエスカレーションも考慮する必要があるのではないのでしょうか。	エスカレーション率については、中・長期のエネルギー市場想定として世界的に参照されているWorld Energy Outlook (WEO)に基づくこととしました。 将来の燃料価格の想定が難しいことから、当社としては、供給期間のエスカレーションのみを考慮することで考えておりましたが、足元から供給開始までの間のエスカレーションも考慮した方がデータ利用の一貫性の観点から適切と考えられますので、新たにWEOの２０１２年から２０２０年の間の平均変動率を追加することとし、入札要綱案に反映いたします。
34	P 1 2 1 0 (2)	入札価格	将来的に記載ＣＩＦ指標における単位発熱量の変化も想定されます。そのため、記載ＣＩＦ指標における想定単位発熱量をご教示頂きたいと考えます。	資源エネルギー庁が発表する「標準発熱量」の最新版は平成１９年のものであるため、至近１年間の水準を採用している燃料価格と、整合のとれた単位発熱量ではありません。 全日本通関ＣＩＦに対応する単位発熱量は公表されておらず、公平に補正するための指標は存在しておりませんので、熱量補正は行いません。 なお、応札者が設定する燃料価格については、基準価格となる燃料の全日本通関ＣＩＦ価格の至近１年の平均価格をもとに、応札者が予定する燃料調達に応じて、基準価格からのかい離などを踏まえて設定していただきます。
35	別紙８－３ ３(１)	入札価格	燃料本体費の調整指標として、貿易統計CIF価格を用いることとされておりますが、貿易統計は重量や体積あたり実勢価格を示すものであり、単位あたり熱量の変動を反映していません。資源エネルギー庁が発表する「標準発熱量」を引用するなどして、受給契約上の料金の取り決めにおいて、適切な熱量補正を行うことを可能としていただきたい。	
36	別紙８－３ ３(１), (２)	入札価格	貿易統計以外の他の公の指標も使用できるよう記載の見直しをお願いします。	燃料費（ＣＩＦ価格連動分）は、輸入実績が十分で指標性のある石炭（一般炭）、原油（原油・粗油）、液化天然ガスの３つの貿易統計CIF価格を基本的な指標としておりますので、使用燃料に応じて重み付けする割合を設定いただきます。 使用燃料に応じた調整を行うため、上記以外の貿易統計のＣＩＦ価格の変動に応じた調整を希望する場合は、落札後、受給契約締結までに別途協議させていただきます。
37	別紙８－４ ３(２)	入札価格	燃料関係諸費のエスカレーション率については、４つの指標が示され、これらを合成した値とする記載されておりますが、これらの指標に合致しないコストに対しては、ここに示された指標以外の指標に基づく算定も可能とすべきと考えます。 また、こうした個別の指標により算定された価格によって落札が決定した場合は、入札を経た適正な価格と考えられることから、受給契約上の料金の取り決めにおいても、こうした個別指標に基づく協議を可能としていただきたい。	各応札事業者の入札価格を同一条件のもとで評価する必要があることや、その他の指標をすべて把握することは困難であるとともに仕組みとして複雑化することから、燃料関係諸経費については、当社があらかじめ示した４種類の指標指標等をもとに、重み付けする割合を設定いたします。

※網掛け：ご提案を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの

※番号欄○印：資料６の中で取り上げたご提案

No.	対象	キーワード	ご提案	回答
○38	P 1 3 1 0 (3) 別紙 7	入札価格	「入札価格に含まれる電源線等工事費（特定負担分）の再算定に係る運用について」 「再算定が必要な場合、当社は、当社NSCまたは発電設備が連系する一般電気事業者から、接続検討時および再算定後の電源線等工事費（特定負担分）の開示を受け、『別紙7 系統アクセスに関する手続き等の流 8再算定後の工事費の調整方法について』にもとづき、入札価格を調整いたします。」との記載がございます。 当該規定により、貴社により入札後に入札価格を変更できる建付けとなっております。入札プロセスの透明性を確保するために、当該再算定が行われる際には、再算定が行われる背景・入札価格への影響等につき、貴社から応札者に対して合理的な説明を行って頂きますようお願い致します。	接続検討は、応札者が単独で系統連系する場合の所要額を回答しております。入札要綱案「別紙7 系統アクセスに関する手続き等の流れ」に記載したとおり、 ・同一系統に複数の事業者が応札する場合 ・同一系統に別の電源の接続供給申込があった場合 等の場合、電源線等工事費（特定負担分）、電源線等以外工事費（一般負担分）が変わる可能性があります。 再算定時には、応札者に理由および影響を説明させていただくこととし、入札要綱案および別紙にその旨を記載いたします。
39	P 1 6 1 2 (1)	評価・ 落札者決定	悪意の有る応札者が恣意的な入札（例：最大受給電力1, 0 0 0 kW、0. 1円）を行った場合、総合評価は実質的に非価格要素のみとなることから、何らかの歯止めが必要と考えます。	ご指摘のとおり、恣意的な入札により価格要素が考慮されない評価となる可能性がありますので、そのような入札が実施された場合には、応札者に応札内容の確認をさせて頂くとともに、中立的機関と相談のうえ、当該入札を除いた評価を実施する等の対応を検討させていただく場合がございます。
40	P 1 6 1 2 (2) 別紙 1 1－1 2	評価・ 落札者決定	B A T 基準は、入札要綱決定時点における最新のものと解釈で良いかご教示頂きたいと考えます。表中の「発電規模」とは発電端出力（認可出力）であると理解してよいかご教示頂きたいと考えます。	入札要綱案P 7 「9 入札する案件が満たすべき条件」に記載のとおり、入札要綱決定時における最新のものを適用いたします。 表中の「発電規模」については、発電端出力（認可出力）となります。 上記を明確にするため入札要綱案に追記いたします。
○41	P 1 6 1 2 (2) 別紙 1 1－3 4	評価・ 落札者決定	「ガバナーフリー機能、周波数変動補償機能の双方を具備するプロジェクトに対して非価格要素として評価する」とありますが、当該機能を備えて需給運用に参加する発電者に発生する効率低下・機会損失・対価については、以下の理由などから、電力システム改革の制度設計が示された後に落札者との協議により決めて頂きたいと考えます。 ・周波数調整・需給運用は、将来は中立的な「一般送配電事業者」による調達・運用となる可能性が高いこと。 ・発電事業者の需給運用参加に伴う効率低下・機会損失・対価等の扱いは、今後の電力システム改革の制度設計によりルール化されるものと考えられ、それが示された後に両社で協議するのが妥当であること。	周波数調整機能については、非価格要素として評価しており、価格に反映しておりませんので、対価等についてはお支払することは考えておりません。 周波数調整機能を加点条件として落札された電源については、当社が周波数調整機能を活用できることを前提としております。
42	P 1 8 1 3 (1)	評価・ 落札者決定	他の一般電気事業者の落札者に決定された場合、御社入札における他の応札者への影響を考慮し、「その旨を直ちに申告」する必要があると考えます。 また、他の一般電気事業者が実施する入札において落札し、その結果、御社への応札内容を変更（辞退）する場合は、その時点で落札候補者から外れると解釈して良いかご教示頂きたいと考えます。	当社は、落札候補者に対し、他の一般電気事業者が実施する火力電源入札への応札有無および選考状況等について確認することとしております。 辞退される場合は、その時点で落札候補者から外れ、落札候補者にならなかった応札者のうち順位が上位のものを新たに落札者いたします。
43	P 1 9 1 3 (3)	評価・ 落札者決定	落札者の最大受給電力について、御社との契約に至らない落札者の最大受給電力を除いても合計1 0 0 万 kWに達している場合は、追加の落札者はないと解釈して良いかご教示頂きたいと考えます。	落札者の合計が募集規模の1 0 0 万 kWに達していれば、落札者を追加することはありません。 上記を明確にするため入札要綱案の記載を変更いたします。

※網掛け：ご提案を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの

※番号欄○印：資料6の中で取り上げたご提案

No.	対象	キーワード	ご提案	回答
44	P 1 9 1 3 (3)	評価・ 落札者決定	契約締結後に公表される契約価格とは何を指しているのか、ご教示頂きたいと考えます。個別の応札価格は公表しないことが原則と考えます。一方、公表する内容に上限価格とのかい離率を含めると、自社応札を行う場合、自社応札価格が明らかになってしまうことから、公正な競争に鑑み課題があると考えます。	ガイドラインの記載によれば、卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率の公表が必要となります。このため、ここで示す契約価格とは、上限価格と比較する判定価格（燃料費およびCO₂価格のエスカレーションを考慮した入札価格を基に算出）を指します。 自社応札する場合、当該平均額と上限価格のかい離率を公表することは、必然的に自社応札価格が明らかになってしまうことから、当社に競争上の不利益をが生じるおそれがあります。ガイドラインにおいて、「ただし、落札者が1社のみの場合は、この限りではない」とされており、特定の事業者の契約価格が判明しないように配慮されていると考えられます。 代替案としては、当該平均額の上限価格からのかい離率のみを公表することも考えられることから、この旨、中立的機関に意見提起してまいります。
45	P 2 1 1 4 (2) 様式3	その他	応札時点においては、設備仕様についての詳細な項目は確定的に記載できないものと考えます。従って、本様式については、計画が確定していない場合は記入する必要がない旨明記していただきたい。	計画が確定しない場合においても、発電設備の仕様は記載していただきます。記入できない項目がある場合は、事前に相談していただくようお願いします。
46	P 2 2 1 4 (2)	その他	「参加形態の柔軟性・多様な資金調達手段の確保について」 幅広い事業者からの応札を受けることが引いては競争力のある電源調達に資するものと理解しておりますが、応札に関心を有する事業者は多様であり、参加形態・資金調達手法もまた多様となることが考えられます。また、本入札対象の事業規模及び同種の電源入札案件が同時に進行することに鑑みると、ある一定時期に巨額の資金調達が必要となり国内金融機関の資金供給力が逼迫する可能性を否定できません。 こうした観点から、入札における公平性・事業遂行の確実性に留意しつつも、1. 参加形態に柔軟性を持たせること（応札後に新たにパートナー投資家を招聘することで、応札者の事業への出資比率・出資額を調整すること等）、2. 有力な資金調達手段であるプロジェクトファイナンスをより組成しやすくすることにより、幅広い金融機関からの資金調達を可能とすること、が重要であると考えており、以下の弊社コメントは係る問題意識によるものとご理解ください。	
47	P 2 2 1 4 (2) 様式2	その他	「事業参画主体の柔軟性確保について」 応札においては幅広い事業者の参加を可能とするため、事業遂行に影響を及ぼさない範囲において、新たに落札者がパートナー投資家を招聘することで事業への出資比率・出資額を調整すること等の柔軟な参加形態を可能とすべきと考えます。 落札後の新会社設立計画を前提に代表者1名の名義で入札をする場合、「新会社に参加する予定の事業者および出資比率を記載してください。」との記載がございます。また、計画の主体が合弁会社である場合や落札後に新会社を設立する場合においては、「添付書類No.2に関し、計画の主体が合弁会社や、落札後に新会社を設立する場合は、実際に事業を行う主体および構成メンバーについて、それぞれ『様式2 応札者の概要』を提出してください。」との定めがございます。落札者のメンバー構成につき、応札時に前述の書類提出を行った事業者に限定されず、貴社の合理的な承諾を得ること及び入札の主旨・公平性を逸脱しない範囲において、落札後に参加企業が加わること（金融投資家等の参画等）などによりメンバー構成・出資比率を変更することも可能である旨を確認させて頂きたく存じます。	構成メンバーおよび出資比率の変更を希望する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただき、入札の要件を満たすことおよび公平性を逸脱しないことを前提として、協議させていただきます。
48	P 2 2 1 4 (3)	評価・ 落札者決定	入札後に辞退する場合は、落札候補者決定への影響を考慮し、入札辞退書の速やかな提出が必要と考えます。	落札者決定プロセスを円滑に運用するため、入札辞退の意思が判明次第、速やかに入札辞退書を提出する旨に入札要綱案の記載を変更いたします。

※網掛け：ご提案を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの

※番号欄○印：資料６の中で取り上げたご提案

No.	対象	キーワード	ご提案	回答
49	P 2 4 1 6	その他	「連帯保証状の差入れについて」 貴社との間で「契約を締結する相手方（契約の承継者を含む）が、電力供給を行うことを目的に設立された子会社、合併会社等である場合は、その出資者である事業者が連帯保証を追うこととし、「連帯保証状」を提出」する旨、定めがございます。 要綱では落札者事由による解約に伴い生じる損害賠償の支払を担保するべく、既に契約保証金の預託及び補償金支払義務が課されていることから、追加で連帯保証を行うことは不必要であると考えます。（または、保証義務を補償金の支払義務のみに限定する必要があるものと考えます。） また、参加形態によって資金調達方法が変わりうるため（金融スポンサーの招聘・ノンリコースファイナンスの活用等）、現状の全参加者が連帯保証を行うという条件がある場合、関係者によるリスク分担の柔軟性が損なわれること等により、応札参加者が極めて限定される虞があり、また円滑な資金調達の弊害となる虞がございました。 標準契約書案への上記コメントの反映をお願い致します。	契約保証金は、契約に定める落札者の義務履行を担保するため必要であると考えております。これについては、営業運転開始前までの期間お預かりし、営業運転開始後に返還いたします。一方、落札者には、供給期間を通じて安定的に電力の供給を担っていただくこととなるため、事業の継続性・安定性の観点から、電力供給を行うことを目的に設立された子会社または合併会社等により事業を実施する場合は、その出資者である事業者が連帯して保証していただくことが必要であると考えております。
50	P 2 4 1 6	その他	契約を締結する相手方（契約の承継者を含む）が、電力卸供給を行うことを目的に設立された子会社、合併会社等である場合は、その出資者である事業者から「連帯保証状」を提出とされているが、契約保証金を納付するため、連帯保証状は不要であると考えられる。また、発電事業に対して連帯保証を求めることは、非常に負担が大きいことから、参入障壁となりえます。低廉な電源確保の観点からも連帯保証の条項は削除すべきと考えます。	
51	P 2 4 1 6, P 9 9 (5) 契約書 A : 15条 契約書 B : 19条	契約条件	「標準契約書以外の契約締結可能性について」 円滑な資金調達を実現する観点、燃料調達方法など落札者の事業運営の方法を適切に反映する観点、標準契約書では曖昧になっている規定を明確化する観点等から、落札者の選定における公平性を阻害しない範囲において、貴社・落札者の協議に基づいて、標準契約書からの変更を可能にすべきと考えます。 P. 24に「契約に付帯する協定等（発電設備の試運転に関する協定、発電設備の運転に関する協定およびその他必要な申し合わせ等をいいます）。について、それぞれ必要に応じ、必要となる時期までに締結いたします。」との記載がございました。斯かる付帯する協定等の締結は標準契約書第46条に基づくものと考えれば宜しいでしょうか。両者の関係をご教示下さい。 上記の定めは運用は、どの程度の柔軟性を以て行われるものか、ご教示下さい。「その他必要な申し合わせ等」とは、標準契約書案第15条に規定されている各種協定に加え、要綱・標準契約書に定めがない事項につき、両社の協議に基づき新たな規定を設ける旨、別途付帯契約書・覚書等で定めることが可能との理解で宜しいでしょうか。例えば、募集要綱p. 6に規定される利用率低下補正の運用方法・適用対象や、標準契約書第37条に規定される「通常生ずべき甲の損害」の具体的な内容を、付帯契約書・覚書等にて予め明確化して取決めることは可能と考えてよいでしょうか。 また、入札の主旨・公平性を逸脱しない範囲において契約・要綱に記載がある定めを一部変更することは許容されるのでしょうか。上記の定めにおける協定等の締結時期について具体的にご説明下さい。落札者としては、「その他必要な申し合わせ等」を定めた協定により標準契約書を補足することにより初めて標準契約書の締結が可能と判断することも考えられますが、落札者が満足する内容のこうした協定を締結することができない場合は標準契約書の締結を行わないことも許容されるのでしょうか。（尚、協定の中には試運転協定・運転協定は受給契約書締結後、電力受給開始日／営業運転開始日迄に締結される点は理解しております）。	標準契約書は、R F Cを経て、中立的機関にて承認されたものとして取り扱うため、標準契約書の規定内容については、原則として変更できないと考えております。ただし、落札者決定後でなければ、記載できない内容（例：受給開始日、営業運転開始日、年間契約基準電力量等）は除きます。 運転協定、申し合わせ等は、標準契約書案A第15条（標準契約書案B第19条）や、利用率低下補正の運用等の別途協議して定める各条項に基づき協議し、標準契約書案における細目事項を定めるものと考えております。 締結時期については、基本的には電力受給開始日までと考えております。 また、利用率低下補正の運用方法等の明確化・取り決めについては、落札者の発電設備の仕様等を考慮する必要があるため、個別具体的な内容については、両方で協議し、別途定めるものと考えております。 入札要綱案P 9（5）「電力受給契約書の承認」に記載のとおり、応札いただくにあたり、標準契約書についてはご承認いただくとともに、標準契約書の締結をした上で、それに付帯する協定等を締結いたします。
52	P 2 4 1 6 契約書 A : 15条 契約書 B : 19条	契約条件	「契約実施に必要な申し合わせの内容について」 貴社および落札者は「前各項に定めるほか、この契約の実施に必要な申し合わせ等を書面により行うものとする。」との定めがございました。 斯かる定めは、募集要綱p. 24 16「契約等の締結」にて記載されている「その他必要な申し合わせ等」のことを規定しているものとの理解で間違いないでしょうか。	記載いただいた内容でのご理解で間違いございません。
53	P 2 4 1 7 (1) 契約書 A : 10条 契約書 B : 10条	契約条件	「契約保証金返却の運用について」 契約保証金の返還時までに落札者が貴社に対して営業運転開始遅延補償金を支払う、または貴社の損害を賠償する必要がある場合は、貴社は契約保証金の全部または一部を当該補償金または損害賠償に充当することができるものとし、「当該充当により返還時点において契約保証金が前項に定める金額に満たないときは」貴社は落札者に対して「当該返還時点の契約保証金の残額に利息を付した金額を」返還するものと定められています。 「当該充当により返還時点において契約保証金が前項に定める金額に満たないときは」との記載につき、明確化をお願い致します。契約保証金返還時点において、第10条1項の定めに従い貴社に預託された契約保証金総額の内、貴社への補償・損害賠償等を差引いた残額につき、利息を付して返還頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	記載いただいた内容でのご理解で間違いございません。また、記載いただいた内容と現行の標準契約書案の趣旨は、同様の意味を表すものと考えます。標準契約書案は、現状どおりとさせていただきます。

※網掛け：ご提案を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの

※番号欄○印：資料６の中で取り上げたご提案

No.	対象	キーワード	ご提案	回答
54	P 2 4 1 7 (1) 契約書 A : 10条 契約書 B : 10条	契約条件	貴社事由で受給開始の日までに受給契約が解除・解約された場合、「契約の解除により通常生ずべき損害に相当する金額(逸失利益を除く)」を賠償すると記載されていますが、契約保証金の返還について記載されておりません。受給契約が解除された時点の金利を付した契約保証金を返還する旨、明記していただきたい。	ご提案を踏まえ、契約保証金を返還する旨を標準契約書案に明記いたします。
55	P 2 5 1 7 (2) 契約書 A : 15, 17条 契約書 B : 19, 21条	契約条件	「運転協定締結遅延について」 貴社・落札者間で「営業運転開始日までに、発電設備の運転に関する協定（以下「運転協定」という。）を締結するものとする。」との定めがございますが、例えば運転協定締結の遅れにより営業運転開始が遅延した場合、貴社・落札者どちらの帰責事由としてみなされるのでしょうか。運転協定締結遅延の場合において第17条に定められる「営業運転開始日の変更」の定めがどのように適用されるか、ご教示下さい。	運転協定は、運用にあたっての細目事項を定めるものであるため、運転協定の締結遅延により、営業運転開始日の変更に至ることはないと考えております。仮に、運転協定の締結遅延により、営業運転開始日の変更に至る場合、当社あるいは落札者のどちらの帰責に基づくかについては、個別に判断するものと考えております。
56	P 2 5 1 7 (2) 契約書 A : 17条 契約書 B : 21条	契約条件	「営業運転開始日繰り延べに係る補償対象について」 落札者及び貴社は、第16条で定められた営業運転開始日を当該日以降に繰り延べる場合において、「これが自己の責めに帰すべき事由によるものであるとき、またはこの契約締結後1年を経過した日以降に甲が営業運転開始日の繰り延べを申し出たときは、相手方に対して」営業運転開始遅延補償金を支払うとの定めがございます。 営業運転開始遅延補償金を支払う場合を帰責事由がある場合に限定することが適当と思われますので、「契約締結後1年を経過した日以降に甲が営業運転開始日の繰り延べを申し出たときは」との記載を削除して頂きますよう、お願い致します。 以下の場合、落札者に帰責事由はないと考えられるため、落札者が下記の事由で、営業運転開始日の繰り延べを申し出る場合、申し出の時点の如何に拘わらず、上記補償義務につき免責されるものとして頂きたいと考えます。 1 環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定、後継計画含む）との整合が図られていないとして、発電所の建設が認められない場合 2 BATの仕様・基準が変更となり得ることから、環境影響評価の結果BATが適用されないとして、発電所の建設が認められない場合 3 落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設が遅延した場合 「天変地異等やむを得ない事由」で繰り延べとなる場合は、両者上記補償義務につき免責として頂きたいと考えます。	ご提案を踏まえ、契約締結後1年を経過した日以降においても、落札者の責めに帰さない事由による場合は営業運転開始遅延補償金の対象としないものとし、入札要綱案・標準契約書案に反映いたします。なお、営業運転開始日の遅延が発生した事由ごとに落札者の責めに帰すべき事由であるか否かを判断いたします。したがって、個別の事由は記載せず、包括的な表現としております。
57	P 2 5 1 7 (2) 契約書 A : 17条 契約書 B : 21条	契約条件	環境アセス手続きにおいて、BATの状況変化、並びに「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成25年4月25日経済産業省・環境省）で示された国の目標・計画との整合性を事由に受給開始が遅延する場合については、落札者の責めに帰すことのできない事由として一定期限の免責を認めるべきと考えます。	
58	P 2 5 1 7 (3) 契約書 A : 37条 契約書 B : 42条	契約条件	貴社または落札者は、相手方が契約に定める義務を履行しない場合は、相手方に対し書面によりその履行を求めることができ、契約義務履行の請求にもかかわらず相手方が自己の責めに帰すべき事由により義務を履行しない場合は、契約を解除できるものとする(中略)。と記載されていますが、自己の事由による契約解除についても、合理的な解約金の支払を条件に、相手方への通知をもって可能である旨を要綱へ加えるべきと考えます。	ご提案いただいた、一定の解約金の支払いを条件に、自己事由による解除を規定することは、長期に安定的な電源確保を目的とした入札の趣旨に馴染まないものと考えます。したがって、自己の事由による契約解除は標準契約書案に規定しておりません。

※網掛け：ご提案を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの

※番号欄○印：資料６の中で取り上げたご提案

No.	対象	キーワード	ご提案	回答
59	P 2 5 1 7 (3) 契約書 A : 37条 契約書 B : 42条	契約条件	「貴社帰責事由の契約解除時の補償金の水準について」 営業運転開始前に第37条2項・4項に基づき、貴社帰責事由にて契約解除を行う場合、貴社が落札者に支払う損害賠償の額は、この契約の解除により通常生ずべき落札者の損害に相当する金額（逸失利益を除く）と定められております。また、営業運転開始後に第37条2項・4項に基づき、貴社帰責事由にて契約解除を行う場合、貴社が落札者に支払う損害賠償の額は、落札者に「生じた損害にかかる金額のうち」第37条7項(2)ロ(イ)の金額を超過する額と定められております。 落札者は15年間の受給契約を前提とした資金調達を行っておりますので、解約による金融コストが生じることが想定されます。従い、ここで定められる営業運転開始前の「通常生ずべき落札者の損害に相当する金額」及び営業運転開始後の「落札者に生じた損害にかかる金額」について、下記の点を含める旨を明示して頂きたいと考えます。 1 落札者が当該事業に要する資金調達を目的として金融機関等外部から調達した借入金等の解除等の時点における金融費用（元利金残高等） 2 落札者が当該事業のために新たに設立された子会社・合併会社の場合、解除等の時点までに実際に投下された株主資本累計額および当該株主資本累計額に対する出資時点から解除等の時点にわたる一定の期待利回り 3 上記以外で、借入金の繰上弁済や金利スワップ契約の解約等を余儀なくされた場合に発生する清算金など、解除等に直接起因し発生する落札者の合理的な追加費用などの損害	資金調達に要する費用が損害賠償の対象になるかについては、事案ごとに異なるため、予め明示することは困難と考えております。このため、当社帰責事由の有無や賠償の範囲については、契約の解除と落札者に生じた事象・損害との因果関係を踏まえて、個別に判断させていただくべきものと考えております。そのため、現状どおりとさせていただきます。
60	P 2 5 1 7 (3) 契約書 A : 37条 契約書 B : 42条	契約条件	貴社が落札者に対して契約をただちに解除できる事由として、1年以上継続して受給電力の全部または一部の供給を停止した場合が規定されております。一方で、例えば東日本大震災において実際に約2年間の停止に至ったのち発電を再開した発電所もあり、電源設備の耐用年数や社会通念上の観点から、1年の規定は廃止するか、もしくは契約解除については状況に応じて両社協議とすべきと考えます。	ご提案を踏まえ、「落札者の責めに帰すべき事由」により1年以上継続して受給電力の全部または一部の供給を停止した場合には、契約を解除することができるものといたします。 また、「落札者または当社のいずれの責めにも帰さない事由」により1年以上継続して受給電力の全部または一部の供給を停止した場合には、落札者と当社との間で供給再開時期等について協議するものといたします。協議の結果として、合意できなかった場合は、当社から契約を解除できるものといたします。 本回答内容は、標準契約書案に反映いたします。
61	P 2 5 1 7 (3) 契約書 A : 37条 契約書 B : 42条	契約条件	「契約解除における免責対象について」 第37条に関連し、下記事由により契約解除がなされる場合には、下記の通り、然るべき補償義務免責規定を設けて頂きたいと考えます。 1 営業運転開始前に、環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定、後継計画含む）との整合が図られていないとして、発電所の建設が認められず、契約解除に至る場合、落札者による補償義務を免責として頂きたいと考えます。 2 営業運転開始前に、BATの仕様・基準が変更となり得ることから、環境影響評価の結果BATが適用されないとして、発電所の建設が認められず、契約解除に至る場合、落札者による補償義務を免責として頂きたいと考えます。 3 営業運転開始前に、落札者の責めとならない地域事情等の事由により、契約解除に至る場合、落札者による補償義務を免責として頂きたいと考えます。 4 営業運転開始前後に、天変地異等やむを得ない事由で解除に至る場合、両者上記補償義務につき免責として頂きたいと考えます。	ご提案のような営業運転開始前に環境影響評価の結果やBATの仕様・基準の変更により発電所の建設が認められない等の各場合については、個別の免責規定を定めるのではなく、事案ごとに帰責事由の有無等にもとづき契約の解除や損害賠償の対象となるかを判断させていただき、要件に該当しない場合は対象外とさせていただきます。
62	P 2 5 1 7 (3) 契約書 A : 37条 契約書 B : 42条	契約条件	・契約の解除事由が「環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定、後継計画を含む）との整合が図られていないとして、発電所の建設が認められない場合」であるときは、補償は免責されるという理解で良いでしょうか。 ・不可抗力により事業の開始および継続が困難となった場合、標準契約書案第37条4項3号による契約の解除しかないと考えます。この場合、不可抗力にもかかわらず、御社のみに解約権があり、損害賠償も免責されない、片務条項となっています。不可抗力時は、双方に解約権の設定し、投資規模の大きい事業者にも不利とならない契約の設定をお願いします。	一方で、「落札者の責めに帰すべき事由」により1年以上継続して受給電力の全部または一部の供給を停止した場合には、契約を解除することができるものといたします。 また、「落札者または当社のいずれの責めにも帰さない事由」により1年以上継続して受給電力の全部または一部の供給を停止した場合には、落札者と当社との間で供給再開時期等について協議するものといたします。協議の結果として、合意できなかった場合は、当社から契約を解除することがありますが、この際には、「標準契約書案A第37条第7項（2）イ（イ）および（二）（標準契約書案B第42条第7項（2）イ（イ）および（ハ））」は損害賠償の対象といたしません。なお、標準契約書案A第37条第7項（2）イ（ハ）（標準契約書案B第42条第7項（2）イ（ロ））については、標準契約書案A第33条（標準契約書案B第38条）にて規定しているため、削除いたします。 さらに、営業運転開始日に営業運転を開始しない場合の取扱いについては、ご提案を踏まえ、「落札者の責めに帰すべき事由」による場合に限って契約を解除することができるものといたします。
63	P 2 5 1 7 (3) 契約書 A : 37条 契約書 B : 42条	契約条件	「不可抗力による免責について」 「第2項ないし第4項にもとづきこの契約の解除がなされた場合、前項に定める資本費および運転維持費の精算のほか、甲または乙はこの契約の解除により相手方に生ずる損害を賠償するものとする」との定めがございます。 「天変地異等やむを得ない事由」で解除に至った場合には、上記の規定の限りではなく、貴社・落札者共に補償義務につき免責される建付けとして頂きたいと考えます。	以上の内容は、標準契約書案に反映いたします。

※網掛け：ご提案を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの

※番号欄○印：資料６の中で取り上げたご提案

No.	対象	キーワード	ご提案	回答
64	P 2 5 1 7 (3) 契約書 A：37条 契約書 B：42条	契約条件	「貴社通告による契約解除の運用について」 「乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合は、甲に対し書面により通知して、この契約をただちに解除することができるものとする。」との定めがございます。 「(1) 第10条に定める契約保証金を所定の期日までに支払わない場合」との記載につき第2項との平仄を合わせ「甲が所定の期日から30日を経過しても第10条に定める契約保証金を支払わない場合」との記載に変更頂きたいと考えます。また、「天変地異等やむを得ない事由」で契約保証金の支払が遅延した場合においては協議による解除を行うこととし、解除に至った場合は落札者に補償義務が生じないものとして頂きたいと考えます。 「(3) 1 年以上継続して受給電力の全部または一部の供給を停止した場合」との定めにつき、「天変地異等やむを得ない事由」で当該事象が生じた場合においては協議による解除を行うこととし、解除に至った場合は落札者に補償義務が生じないものとして頂きたいと考えます。 「(2) 甲の責めに帰すべき事由により、あらかじめ乙の承諾を得ずに乙の通告電力量に〇〇キロワット時（最大受給電力[キロワット]×1[%]÷2）を加えた電力量を上回り、または乙の通告電力量から〇〇キロワット時（最大受給電力[キロワット]×1[%]÷2）を差引いた電力量を下回って電力を供給した時間数が、年度内で360時間を超えた場合」との定めがございますが、一定の基準を超過した場合に自動的に解除事由とするのではなく、合理的な治癒期間を設け、治癒期間を以て落札者による改善が見られない場合、貴社による通知による解除が可能となる建付けとして頂きたいと考えます。	契約保証金の預け入れは契約締結後の２０日以内としており、落札者に無理のない期間と考えておりますので、現状どおりとさせていただきます。なお、天変地異等やむを得ない理由で遅延した場合は、個別の事由を確認させていただき協議します。 ご提案を踏まえ、「落札者の責めに帰すべき事由」により１年以上継続して受給電力の全部または一部の供給を停止した場合には、契約を解除することができるものといたします。 また、「落札者または当社のいずれの責めにも帰さない事由」により１年以上継続して受給電力の全部または一部の供給を停止した場合には、落札者と当社との間で供給再開時期等について協議するものといたします。協議の結果として、合意できなかった場合は、当社から契約を解除することがありますが、この際には、「標準契約書案 A 第 3 7 条第 7 項（２）イ（イ）および（二）（標準契約書 B 第 4 2 条第 7 項（２）イ（イ）および（ハ））」は損害賠償の対象といたしません。 なお、標準契約書案 A 第 3 7 条第 7 項（２）イ（ハ）（標準契約書案 B 第 4 2 条第 7 項（２）イ（ロ））については、標準契約書案 A 第 3 3 条（標準契約書案 B 第 3 8 条）にて規定しているため、削除いたします。 以上の内容は、標準契約書案に反映いたします。 落札者は、通告を遵守して発電していただく必要があることから、あらかじめ当社の承諾を得ずに通告を逸脱した時間が年度内で 3 6 0 時間を超過した場合は契約を解除できる規定は現状どおりといたしますが、ご提案にも配慮し、No. 1 5 ～ 2 0 のご提案への当社回答のとおり、通告値からの未達・超過の基準を「最大受給電力の 1 % を 3 0 分の電力量に換算した値」から「最大受給電力の 3 % を 3 0 分の電力量に換算した値」に条件を緩和することで対応させていただきます。
65	P 2 5 1 7 (3) 契約書 A：37条 契約書 B：42条	契約条件	貴社及び落札者の責に帰する事由に関わらず営業運転開始日以降に契約の解除がなされた場合、契約解除日までの資本費及び運転維持費は、別表4にて算定する均等化資本費及び均等化運転維持との差額を精算することとされております。 しかしながら、貴社事由で受給契約が解除・解約された場合、落札者側は解除・解約日以降も契約履行能力がある事を勧案しますと営業運転開始日から契約解除日までの契約履行の対価である料金精算は不要と考えます。	ご提案を踏まえ、当社の責めに帰すべき事由により契約が解除に至る場合は、標準契約書案 A 第 3 7 条第 5 項（標準契約書案 B 第 4 2 条第 5 項）に定める資本費および運転維持費の精算は行わないこととし、標準契約書案に反映いたします。
66	P 2 5 1 7 (3) 契約書 A：37条 契約書 B：42条	契約条件	第37条7項(2)「営業運転開始日以降の解除の場合」で解約金額の上限値84ヶ月（7年）を支払う場合とは、発電プラントの概ね40%程度を支払うこととなります。貴社が損失として被る損害とは代替の電力調達費用であり、発電設備の資本費に関わる内容ではないものと考えます。実質的に解約により発電設備の権利を差し押さえるものと同義となりますので、本来の代替調達に即した損失として変更ください。	7年の期間設定は、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」に記載のある、当社における入札による代替供給力確保のためのリードタイムを考慮したものです。 また、当該期間における代替電力調達費用は現時点にて算定することが困難と考えます。 一方、落札者においては、固定費が回収できなくなることから、落札者への損害賠償として、新しい供給先との契約締結までの相当期間における基本料金を考えております。 こうした中、ご指摘いただいた箇所の損害賠償の算定にあたっては、リスクの予見可能性を考慮し、基本料金の諸元を用いて、明確かつ簡明に金額を算定できる双務的な方式としたものです。 以上を総合的に勘案し、現状どおりとさせていただきます。
67	P 2 5 1 7 (3) 契約書 A：37条 契約書 B：42条	契約条件	「営業運転開始日以降の解除における落札者による補償水準について」 営業運転開始日以降の落札者帰責事由による契約解除の場合、落札者から貴社に支払われる補償額水準は、供給終了満了日までの期間（上限7年）に生じる基本料金の現在価値分とされていますが、当該補償水準は過大であると考えます。落札者から貴社に対する補償水準は、貴社の損失額に相当する、残存供給期間（上限7年）における代替調達コストと本件基本料金の差額の現在価値相当額（上限価格と判定価格（いずれも契約供給期間で均等化した価格）との差額の残存契約期間に対応する金額の現在価値）とすべきであると考えます。	
68	P 2 5 1 7 (3) 契約書 A：37条 契約書 B：42条	契約条件	貴社事由による解約の場合は、落札者は貴社以外への受給を担保されていないことから、受給期間全体について落札者が被った通常生ずべき実損害が補償されるべきと考えられます。解約金算定における受給期間の残存月数は、その全てを計上できるものとし、第6章第42条7項(2)ロ(イ)の上限7年の定めは撤廃していただきたいと考えます。	
69	別紙 8－2 契約書 A：26条 契約書 B：32条	契約条件	「第一種電力量の対象について」 出力上昇（起動を含む）、出力降下（停止を含む）部分の電力量は、第一種電力量の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	当社の通告に従って、出力上昇（起動を含む）や、出力降下（停止を含む）する部分の電力量は、第一種電力量として取扱います。 ただし、第一種電力量の対象となる前記出力変更に不可欠な時間は、発電設備の仕様により異なることから、別途協議のうえ決定するものといたします。

※網掛け：ご提案を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの

※番号欄○印：資料6の中で取り上げたご提案

No.	対象	キーワード	ご提案	回答
70	契約書A：11条 契約書B：16条	契約条件	発電設備の建設・運転等の状況を報告することが求められていますが、落札者には供給設備の建設・工事の遅延に対するペナルティを課せられている（落札者が工程を遵守するインセンティブが存在する）点も勘案し、これらの報告を不要としていただきたいと考えます。もし報告が必要な場合も、工程に著しい変更・遅延が発生した場合に限定していただきたいと考えます。 なお、プロジェクト工程は、建設過程で部分的な遅延があったとしても、最終的に予定どおり受給を開始できれば貴社に不利益を与えることはないと考えます。	経済的かつ安定的な電力供給計画およびその運用を行っていくにあたり、落札者の発電設備の建設状況を確認することは、重要な事項と考えております。なお、確認は、合理的な範疇で適切に実施いたします。
71	契約書A：11,12条 契約書B：16条	契約条件	「発電設備の建設等に係る運用について」 2項において「甲は、この契約締結後、すみやかに発電設備の建設・運転等にあたり必要となる行政に対する許認可申請および届出等ならびに土地権利者その他関係者の承諾を得るための申入れを行うもの」とするとの定めがございます。 第12条2項の記載と平仄を合わせ、当該記載における「すみやかに」との表現を「適切な時期に」との表現に変更頂きたいと考えます。	系統連系設備の建設につきましては、発電設備の建設に関する土地権利者の承諾等を得てからでなければ、実施できない場合がございます。そのため、行政手続き等は、発電設備に関するものは「すみやかに」、系統連系設備に関するものは、「適切な時期に」とさせていただいております。 したがって、標準契約書案における記載は、現状どおりとさせていただきます。
72	契約書A：19条 契約書B：22条	契約条件	「乙の通知に基づき、乙が現地調査を行うことができる」旨記載していますが、現地調査を行う場合は落札者との協議が必要と考えますので、その旨追記していただきたい。	ご提案を踏まえ、現地調査を行う場合は落札者との協議のうえ実施する旨、標準契約書案に反映いたします。
73	契約書A：19条 契約書B：22条	契約条件	「設備の確認に係る条項の記載について」 貴社は「第1項の現地調査により発電設備が第11条にもとづき適正に建設・運転等されていないと判断する場合は」落札者に対して改善を求めることができるものとされておりますが、当該記載における「判断する」との表現を「合理的に判断する」との表現に変更頂きたいと考えます。	当社が合理的な理由なく、「適正に建設・運転等されていない」と判断することはございませんので、標準契約書案につきましては、現状どおりとさせていただきます。
74	契約書A：40条の次の第●条 契約書B：45条の次の第●条	契約条件	「契約の承継について」 「ただし、甲（落札者）が甲の資金調達先に対する担保として、この契約に定める甲の乙（貴社）に対する権利を譲渡することまたはこの契約に定める地位の譲渡予約契約を締結することおよびこれらの担保権の実行により、この契約に定める甲の乙に対する権利または甲の地位が担保権者またはその他の第三者（中略）に移転することについて、甲からあらかじめ書面による申込があった場合、乙は原則としてこれを承諾するものとする」との記載がございます。 「甲からあらかじめ書面による申込があった場合、乙は原則としてこれを承諾するものとする」との記載を、「乙はあらかじめ承諾するものとする」との記載に変更をお願い致します。	あらかじめ書面による申込があった場合、長期に安定的な電源確保という入札の趣旨、発電事業としての義務履行という観点から、承継先を当社で確認させていただく必要がありますが、現状の標準契約書案どおり、原則として承諾させていただくものと考えております。そのため、現状どおりとさせていただきます。
75	契約書A：40条 契約書B：45条	その他	事業の承継等に関する取扱いについては、応札者が応札を検討する際の主要な条件の1つと考えられることから、電力受給契約書だけの記載ではなく、募集要綱にも明記していただきたい。	入札要綱案での記載はありませんが、標準契約書案において明記されている事項であり、入札要綱案での記載の有無が、効力に与える違いはないと考えておりますので特段の変更は不要と考えます。